



佐賀県公報

平成19年
11月5日
(月曜日)
第 12978号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(五九九・長寿社会課) 一

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業所の所在地の変更

(六〇〇・〃) 一

- 救急病院の認定

- 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定

(六〇一・医務課) 一

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(六〇二・企業立地課) 一

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する公示

(商工課) 二

- 土地改良区の定款変更認可

(農地整備課) 三

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建築住宅課) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第五百九十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	株式会社新和メディカル	武雄市武雄町大字昭和一〇九番	平成一九・一
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	株式会社新和メディカル	武雄市武雄町大字昭和六番地五	平成一九・一

●佐賀県告示第六百一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十九年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	認 定 期 限
うれしのふくだクリニック	嬉野市嬉野町大字下宿甲四一 二九一	平成一九年一〇月二十五日から 平成二二年一〇月二十四日まで

●佐賀県告示第六百二号

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

なお、平成十八年三月十七日付で指定した合併前の佐賀市の区域に限る佐賀県企業立地促進特区は、平成十九年十月二十三日限り廃止した。

●佐賀県告示第六百号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十九年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	変更年月日
介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	株式会社新和メディカル	武雄市武雄町大字昭和一〇九番 地五	平成一九・一

平成十九年十一月五日

平成19年11月5日(月)

佐賀県冥神	廿三	歳
姓	姓	姓

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
午前8時から午後9時まで

○ 台地

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成19年11月5日

- 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル武雄店
武雄市朝日町大字甘久193-1 外
- (2) 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時間
(変更前)
午前9時30分から午後9時まで
(変更後)
午前9時30分から午後9時まで
- イ 乗客が駐車場を利用する時間帯
(変更前)
午前9時30分から午後9時まで
(変更後)
- 24時間
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前)
午前6時から午後10時まで
- (変更後)
- (3) 変更する年月日
平成19年10月24日
- (4) 変更に係るもの以外の事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 永田 久男
福岡県福岡市東区他の津一丁目12番2号
- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,265平方メートル
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の位置及び収容台数
- | | |
|-------|------|
| 建物東側 | 138台 |
| 建物南西側 | 40台 |
| 建物南東側 | 20台 |
| 合計 | 198台 |
- (イ) 駐輪場の位置及び収容台数
- | | |
|-------|-----|
| 建物南東側 | 18台 |
|-------|-----|
- (ウ) 荷さばき施設の位置及び面積
- | | |
|------------------|-------------|
| 建物南側(荷さばき施設No.1) | 127.8平方メートル |
| 建物北側(荷さばき施設No.2) | 63.74平方メートル |

合計 191.54 平方メートル
 (エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南側 (廃棄物等保管施設No.1) 12.5立方メートル

建物北側 (廃棄物等保管施設No.2) 10.8立方メートル

合計 23.3立方メートル

工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.1 敷地西側 2箇所

駐車場No.1 敷地北側 1箇所

建物敷地西側 1箇所

建物敷地南側 1箇所

建物敷地東側 1箇所

合計 6箇所

2 届出年月日

平成19年10月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成19年11月5日から

平成20年3月4日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年10月1日伊万里市土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成19年11月5日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年11月5日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
18	唐津市菜畑字八丁3221番地184	平成19年10月25日	6.10	6.16

指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購
込読料

一か年三一、二〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月五日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 発 行 定 日
所 毎 週 月
株 古 川 総 合 印 刷 日
水 金 曜 日